

○自転車利用における交通ルール・マナー遵守の徹底について

平成24.4.18 平24教安体第85号 学校安全・体育課長から
各公立高等学校長 県立高森みどり中学校長 県立下関中等教育学校長
各県立特別支援学校長 各市町教育委員会教育長あて 通知

社会・経済情勢の変化や情報化・少子化など、子どもたちを取り巻く環境が急速に変化する中、児童生徒の問題行動等の背景には、規範意識や倫理観の低下が関係しているとの指摘があります。また、そのことが、大人になってから、犯罪行為や飲酒運転等を引き起こす要因になるとも考えられます。

さて、自転車安全指導の徹底につきましては、これまでも平成20年1月16日付け平19教安体第1243号「自転車安全指導の一層の徹底及び危機管理体制の充実・強化について（通知）」や、平成23年10月28日付け平23教安体第679号「自転車安全教育の推進について（通知）」等において、繰り返しお願いしているところです。

しかしながら、新年度に入りましても、信号無視や携帯電話の操作による片手運転、高齢者や歩行者に配慮しない危険運転等、児童生徒の交通ルール・マナー違反に関する県民からの苦情が、県教委にも度々寄せられているところです。

つきましては、下記事項や別添資料を参考にさせていただきますとともに、警察と連携した交通安全教室を実施するなど、自転車利用における交通ルール・マナー遵守の徹底が図られますよう、御指導をお願いします。

記

- 1 自転車は「車両」であることの周知
 - ・ 道路交通の場において、自転車は歩行者と同じ立場で通行するものではないこと。
 - ・ 自転車は車道の左側通行が原則で、歩道通行は例外であること。
 - ・ 自転車の歩道通行ができるのは、13歳未満や70歳以上の者、身体障害者、「歩道通行可」の標識がある場合などに限られていること。
 - ・ 歩道通行する場合は、歩行者優先で車道寄りを徐行すること。
- 2 自転車利用時の安全ルールの遵守
 - ・ 二人乗りや並進はしないこと。
 - ・ 夜間はライトを点灯すること。
 - ・ 携帯電話を見ながらの運転や、音楽を聴きながらの運転はしないこと。